平成２２年（フ）第１３９号
釧路市阿寒町富士見１丁目９番９―14号
債務者　月居　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
釧路市昭和南５丁目４番25号
債務者　今井　智史
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７０号
横浜市旭区二俣川２丁目72番地17　スターホームズ二俣川Ⅲ―206号
債務者　金森　範子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１２２号
東京都清瀬市竹丘２丁目10―22―203
債務者　田邉　未子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１７９号
東京都足立区神明１丁目９―１―102
債務者　中井　哲朗
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１８０号
神奈川県横浜市南区真金町１丁目６―４―603
債務者　丹野　浩史
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２３６号
東京都立川市柴崎町１丁目20―10　ドエル柴崎Ａ101
債務者　前田　浩子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２４８号
東京都江戸川区南小岩７―25―13　２Ｆ、住民票上の住所東京都江戸川区鹿骨４丁目23―５―111　ピアフェニックスⅡ
債務者　森田　雄飛
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２７７号
東京都葛飾区亀有２丁目６―２―103
債務者　四十万孝一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３２８号
東京都江戸川区中葛西５丁目32―12―101
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３７９号
東京都板橋区志村３丁目13―４―201
債務者　戸澤　弘之
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４００号
東京都杉並区下井草５丁目15―６―201
債務者　泉原　和子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６９号
埼玉県所沢市大字上山口2026番地の10
債務者　松崎　京子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４３号
東京都八王子市廿里町26番地18芳樹館2104号
債務者　田中　雄基
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８７号
青森県北津軽郡中泊町大字今泉字神山313番地71
債務者　三上　　学
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第８９５号
静岡県静岡市清水区吉川1103番地の１　市営住宅103
債務者　岩本　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部